

2022(令和4)年度

諫早市美術・歴史館 年 報



目 次

1	展示事業	1
	(1)主催企画展	
	(2)連携企画展	
	(3)常設展示	
2	教育普及事業	13
	(1)館長講座	
	(2)歴史講座	
	(3)民俗講座	
	(4)史跡見学	
	(5)美歴こども WEEK	
	(6)ボランティア歴史ガイド	
	(7)新春 箏曲の響き	
3	教育機関等との連携事業	18
4	情報発信事業	20
	(1)美歴だより	
	(2)エフエム諫早	
	(3)インスタグラム	
	(4)その他	
5	調査・研究事業	23
6	収蔵資料	24
	(1)寄贈資料一覧	
	(2)寄贈資料の調査、収集	
	(3)資料の整理	
	(4)資料の修復	
7	利用状況	26
	(1)入館者数	
	(2)団体利用	
	(3)貸館利用	
	(4)その他	
8	美術・歴史館概要	32
	(1)沿革	
	(2)施設概要	
	(3)運営	
	(4)関係法規	

ごあいさつ

「諫早市美術・歴史館令和4年度年報」を刊行するにあたりごあいさつ申し上げます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止対策による行動制限がほぼ解除され、日常生活を取り戻してきました。当館におきましても感染拡大防止対策を緩和した運営を行ってまいりました。これは来館者数にも表れており、令和4年度の来館者数は、新型コロナウイルス感染症発生以前の水準に戻ってきています。

さて、令和4年度に開催した特筆する企画展として、「葛飾北斎 富嶽三十六景展」「西九州新幹線開業記念 諫早市友好交流都市 出雲市・津山市三市交流展」「エル・グレコを描く 野田みち子展」が挙げられます。「葛飾北斎 富嶽三十六景展」は、展示作品は複製版画ではありましたが、ヨーロッパ後期の印象派画家にも影響を与えた葛飾北斎による版画「富嶽三十六景」の全作品を展示しました。「西九州新幹線開業記念 諫早市友好交流都市出雲市・津山市 三市交流展」は、9月23日の西九州新幹線開業を記念して、出雲市、津山市のご協力により、諫早市を含めた各市の地域性や歴史を踏まえた資料を展示することができました。「エル・グレコを描く 野田みち子展」は、スペインプラド美術館公認で世界的にも評価の高い模写絵を描く洋画家野田みち子氏のご協力で、氏の模写絵作品やオリジナル作品を展示することができました。西洋では絵画の一つのジャンルとして確立している「模写絵」ですが、日本ではなじみの薄いものです。

これらの企画展では、「諫早ゆかり」の資料ではありませんが、市民の皆様が諫早で鑑賞する機会が少ない作品等にもふれていただく機会を設けることに努め、諫早の芸術・文化の振興と交流人口の拡大に寄与することができたのではないかと思います。

そして、5月のゴールデンウィーク中の3日間、新たな取組となる「美歴こどもWEEK」を、市内文化芸術団体や体験活動施設などのご協力のもと、子どもたちが芸術や歴史を体感できる様々なイベントを開催し、大いに賑わいました。

この他、市内の多くの文化芸術団体や学校関係の発表会場や学習の場としても当館をご利用いただくとともに、各種主催講座や出前講座などを積極的に開催し、教育普及にも努めてまいりました。

結びに、企画展開催に関係する皆様をはじめ、文化関係諸団体や市民各位の御協力と御支援のおかげをもちまして、令和4年度の諫早市美術・歴史館の主たる事業を推進することができました。ここに深く感謝を申し上げますとともに、今後も引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げますごあいさついたします。

令和5年9月
諫早市美術・歴史館
館長 堀 輝 広

1 展示事業

(1) 主催企画展

①西九州新幹線開業記念 諫早市友好交流都市 出雲市・津山市三市交流展

西九州新幹線の開業を記念し、諫早市の友好交流都市である島根県出雲市と岡山県津山市の歴史や文化などを紹介した。

諫早市、出雲市、津山市と3つのエリアで構成し、考古から近世までの三市の特色ある貴重な文化財や美術工芸品を展示。

三市交流のあゆみやそれぞれの観光物産をPRするコーナーも設置した。

○会期 11月3日(木・祝)～12月18日(日)

○開催日数 40日間

○会場 全館

○観覧料 一般 500円、高校生以下 無料

○入館者数 2,941人(1日平均74人)

○主な展示品 諫早市「長崎警備」 104点

出雲市「古代から現代」 74点

津山市「津山松平家」 23点

○オープニングセレモニー、展示解説

日時:11月3日(木・祝)10:30～

解説者:出雲文化伝承館 藤原 隆館長、出雲弥生の森博物館 坂本 豊治学芸員
津山郷土博物館 梶村 明慶学芸員

○記念講演

・出雲市「出雲王登場～その背景と弥生・古墳時代の埋葬儀礼」

日時:11月5日(土)10:30～12:00

講師:出雲弥生の森博物館 坂本 豊治学芸員

・津山市「津山藩主森家と松平家」

日時:11月20日(日)10:30～12:00

講師:津山郷土博物館 梶村 明慶学芸員

・諫早市「長崎警備と諫早家」

日時:12月4日(日)10:30～12:00

講師:長崎県立大学 松尾 晋一教授

○ギャラリートーク(各2回)

日程:11月6日(日)、12日(土)、19日(土)、27日(日)

12月3日(土)、11日(日)、17日(土)、18日(日)

解説者:諫早市美術・歴史館 川内 知子主任専門員、大島 大輔主任専門員

○キッズワークショップ

・古代のものづくり「勾玉づくり」

日時:11月13日(日)10:30～12:00、13:30～15:00、参加費:300円

・江戸のものづくり「からくり工作」

日時:11月26日(土)10:30~12:00、13:30~15:00、参加費:無料

・現代~未来のものづくり「電子工作・科学実験」

日時:12月10日(土)10:30~12:00、13:30~15:00、参加費:無料

協力:長崎総合科学大学、イサハヤ電子株式会社

○三市交流抽選会 日時:11月23日(水・祝)10:00~18:00

○観光物産コーナー 三市交流紹介パネル4点、
三市の観光PRコーナー、物産販売

○新幹線開業コーナー 木製新幹線カモメ
弱虫ペダルスタンプラリー

○関連イベント いさはや灯りファンタジア2022 地上絵テーマ「三市交流展」

日時:11月19日(土)~20日(日)

場所:諫早市役所前中央交流広場



(外側)

三市交流展リーフレット

(内側)



諫早市の展示「長崎警備」



出雲市の展示「出雲・古代から現代」





津山市の展示「津山松平家」



オープニングセレモニー



三市交流抽選会



三市の観光物産コーナー



記念講演「出雲王登場」



記念講演「津山藩主森家と松平家」



記念講演「長崎警備と諫早家」



キッズワークショップ 古代のものづくり
「勾玉づくり」



江戸のものづくり
「からくり工作」



現代～未来のものづくり
「科学実験」



西九州新幹線開業 PR キャラクター
「弱虫ペダル」作者 渡辺 航氏来館



関連イベント いさはや灯りファンタジア2022
地上絵テーマ「三市交流展」

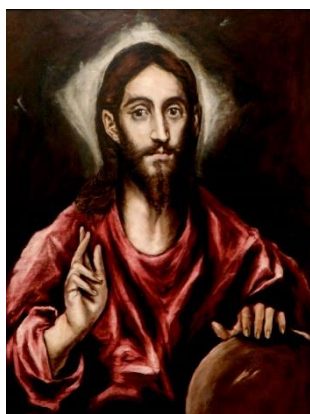
②エル・グレコを描く 野田みち子展

16～17世紀にスペインで活躍した画家エル・グレコ。その作品を多く収蔵するスペインのプラド美術館の公認模写作家として35年にわたって活躍している長崎市出身の洋画家 野田みち子氏の作品を展示。

- 会期 2月18日(土)～3月21日(火・祝)
- 開催日数 28日間
- 会場 2階企画展示室1・2・3
- 入館者数 729人(1日平均26人)
- 主な展示品 エル・グレコ、ゴヤ、ベラスケス作品の模写 17点
オリジナル作品 13点
- 記念講演 「プラド美術館にみるスペインの精神—エル・グレコからゴヤまで—」
講師:長崎県美術館 森園 淳学芸員



野田みち子展ポスター



展示作品



野田氏による展示解説



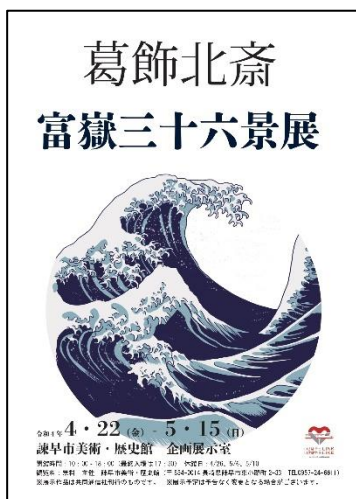
講演会

③葛飾北斎 富嶽三十六景展

世界でもっとも有名な浮世絵師 葛飾北斎(1760-1849)の晩年の版画シリーズ「富嶽三十六景」、江戸日本橋から諸人登山まで全46点の複製版画を展示した。

また、「美歴こども WEEK2022」と同時期に開催することにより、小さな子どもから中高年まで幅広い年齢層の鑑賞機会を創出した。

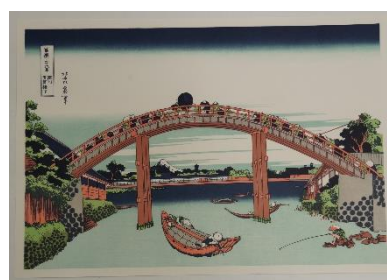
- 会期 4月22日(金)～5月15日(日)
- 開催日数 21日間
- 会場 2階企画展示室1・2
- 入館者数 3,099人(1日平均148人)
- 主な展示品 葛飾北斎 富嶽三十六景 複製版画 46点、北斎漫画 2冊



ちらし・ポスター



展示風景



北斎漫画(諫早図書館所蔵)

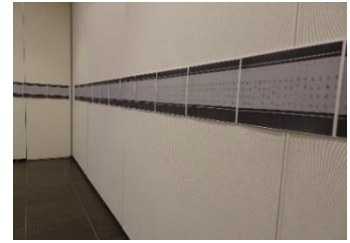
④諫早大水害展

昭和32(1957)年7月25日に発生した諫早大水害の惨状の写真や記録、殉難者の名簿から亡くなられた方々の生きていた刻・未来を偲ぶとともに、大水害の記憶を次世代へと継承することをねらいとした。

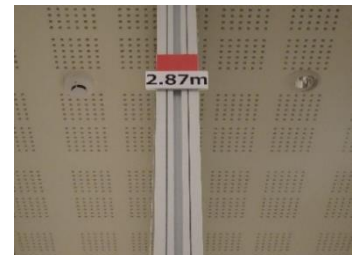
- 会期 7月2日(土)～7月31日(日)
- 開催日数 20日間
- 会場 1階ホール
- 入館者数 1,099人(1日平均55人)
- 主な展示品 水害写真 77点、殉難者名簿(写真パネル) 37点、関係書類 4点
一瀬春郷日本画「諫早水害」1点、水害手記 15点など全151点



ちらし・ポスター



資料の展示風景

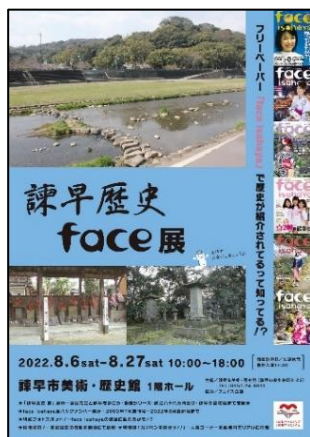


⑤諫早歴史face展

諫早市を中心に配布されているフリーペーパー「face isahaya」。その中で、諫早の歴史を掘り下げたコラム「諫早歴史旅」は、約15年、160回を超え現在も連載されている。

当館主任専門員がこの歴史コラムに深く関わっていることから、地元フリーペーパーと連携し、関係資料などの展示及び市内の史跡や街道など、諫早の歴史の魅力を紹介した。

- 会期 8月6日(土)～8月27日(土)
- 開催日数 19日間
- 会場 1階ホール
- 入館者数 349人(1日平均 18人)
- 主な展示品
 - ・face isahaya 掲載「諫早歴史旅」
 - 夏目先生と諫早を歩こう・街道シリーズ～龍馬が通った道・諫早の霊場～
 - 諫江八十八ヶ所巡り～・諫早の今昔物語(古写真と現在の比較)
 - ・「face isahaya」全バックナンバー など全315点



ちらし・ポスター



face isahaya の全バックナンバーや「諫早歴史旅」などを展示

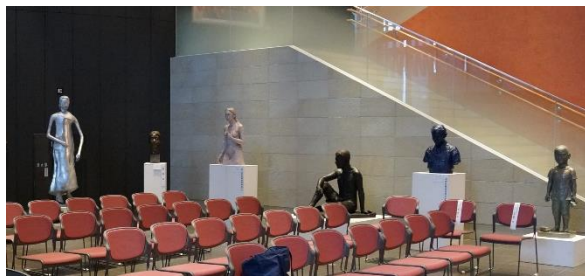
(2)連携企画展

①長崎県美術展覧会

広く県民から美術作品を公募し、県民の芸術鑑賞・参加機会の創出と美術活動を普及促進することで、芸術文化の振興を図ることを目的に行われている長崎県内最大の公募展。

毎年8月初旬に公募され、9月半ばに最優秀賞・西望平和賞以下、各受賞作品が決定。その後、9月下旬から10月にかけて長崎・佐世保・諫早の3会場で実施している展覧会の諫早会場。

- 諫早会場会期 10月6日(木)～10月16日(日)
- 開催日数 10日間
- 会場 1階ホール、2階企画展示室1・2・3、研修室1・2・3
- 入館者数 1,860人(1日平均186人)
- 主な展示品 日本画 16点、洋画 46点、彫刻 6点、工芸 11点、書 68点、写真 103点、デザイン 49点
諫早会場 合計 299点
- 主催 長崎県美術展覧会実行委員会



開場式・彫刻部門



ギャラリートーク・洋画部門



書部門



日本画部門



写真部門



デザイン部門



工芸部門

②諫早市Instagramフォトコンテスト入賞作品写真展

諫早市公式Instagramの解説キャンペーンとして、写真投稿型のフォトコンテストを実施し、入賞作品の写真展を開催。

○フォトコンテスト

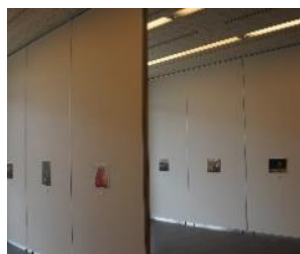
- ・募集期間 令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)
- ・募集テーマ 諫早市の魅力が伝わり、諫早市に行ってみたくなるような作品
- ・応募方法 諫早市公式アカウントをフォローし、ハッシュタグ(#いさはやぐらむ)と撮影場所を記載し投稿する。

○入賞作品写真展

- ・会期 4月6日(水)～5月2日(月)
- ・開催日数 24日間
- ・会場 1階ホール
- ・入館者数 1,096人(1日平均46人)
- ・主な展示品 グランプリ 1点、優秀賞 2点、入賞 20点
- ・主催 諫早市(秘書広報課)



グランプリ受賞作品



入賞作品を展示



ポスター

③野口彌太郎作品展

諫早ゆかりの洋画家 野口彌太郎を顕彰する第46回ミモザ忌にあわせ、当館所蔵の野口彌太郎作品を展示。

- ・会期 3月19日(日)～4月9日(日)
- ・開催日数 19日間
- ・会場 1階ホール
- ・入館者数 641人(1日平均34人)
- ・主な展示品 美術・歴史館所蔵 全26点



第46回ミモザ忌



館入口の看板とミモザ



展示風景

(3)常設展示

①展示の特徴

「諫早の変遷」「諫早の歴史」「諫早の美」「諫早歴史学習コーナー」の4つの展示空間で構成。

「諫早の変遷」

タッチパネル式のデジタル年表2か所。

プロジェクターで床に投影した地図を足で操作し、諫早の移り変わりを学ぶコーナー。

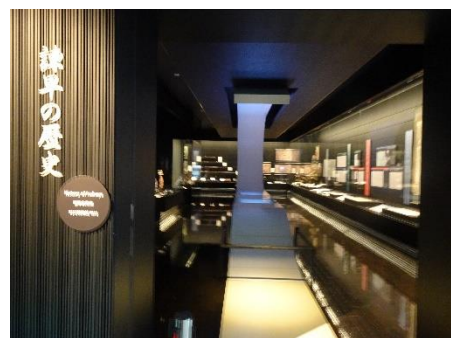


諫早の変遷

「諫早の歴史」

出土品や実物資料、解説パネルなどで諫早の古代から近現代までの歴史を紹介。

中央のタッチパネルは、絵巻をイメージした形をしており、文化財などを項目ごとに検索し、詳細を表示。



諫早の歴史

「諫早の美」

諫早ゆかりの絵画や書、工芸品を展示。

春は、内壁を移動させ、ガラス面にすることで、自然光と周辺環境の新緑を借景にした展示を実施しており、他にない当館の特徴的な展示。



諫早の美

「諫早歴史学習コーナー」

昔の人々が実際に使っていた民具や農具を展示しており、小学三年生の副読本と連携したコーナー。

郷土芸能の映像が流れ、20分の1サイズの眼鏡橋の模型は子どもが組み立てて、渡ることができるなど、「見て」「感じて」「学んで」諫早の歴史の息吹を感じる空間を創出。



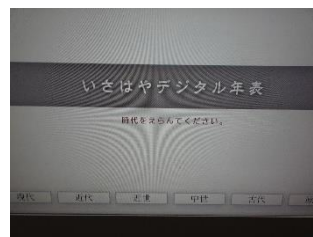
諫早歴史学習コーナー

②展示の概要

諫早の変遷

○いさはや年表

諫早での出来事を中心に表示



いさはやデジタル年表

○いさはやデジタル年表(2か所)

原始から現代まで、時代パネルにタッチすると、詳しい情報が表示。

○いさはやまるごとマップ

「遺跡分布図」「古地図」「干拓地の広がり」「指定文化財分布図」の4種類から選び、パネルに右足で操作すると、それぞれの情報が地図に表示。



いさはやまるごとマップ

諫早の歴史

○考古資料

諫早で発見・発掘された旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、中世の石器や土器などを展示。



考古資料

○歴史資料

奈良・平安時代から現代までの諫早の歴史を物語る資料を展示。

特に、「諫早眼鏡橋」については、現在の架橋に至る経緯をわかりやすく解説。

三市交流展では、諫早市の展示ブースとした。



鎧兜

○いさはや歴史絵巻

室内中央にある絵巻物をイメージしたパネル。

「歴史別」「分類別」「いさはや歴史特選」の3種類から選び、パネルにタッチすると、詳しい内容を表示するシステム。



いさはや歴史絵巻

諫早の美

○プレゼンテーションウォール開放

毎年4月初旬から5月下旬まで、北側の内壁を移動し、ガラス面とすることで、近隣の新緑を借景に、清々しい雰囲気の中、焼物や刀剣等を展示。



焼物

○焼物・絵画・掛軸・刀剣

現川焼、八十島又橋(日本画)、野口彌太郎(西洋画)の作品など諫早ゆかりの収蔵品を中心に展示。



野口典男作品

諫早歴史学習コーナー

○民具・農具

江戸時代以降、諫早で使われていた「生活」「仕事」「食」の道具を展示。



民具

○映像

市内の浮立のうち、県又は市の指定無形民俗文化財の演技を常時放映。



唐比のくり舟

○唐比のくり舟

市指定有形文化財。約1,200年前、平安時代の舟。森山地域では、不思議な伝説も語り継がれている。

○エーセルテレカラフ

国指定重要文化財。現存する最古の国産電信機(幕末・1864年以前)のレプリカ。触れて実際に動かし、体験もできる。



エーセルテレカラフ
(レプリカ)

③展示替え

【第一期】 4月6日(水)～9月26日(月)

○プレゼンテーションウォール開放 4月6日(水)から5月23日(月)

- ・4月5日(火)に「諫早の美」の展示替えを実施。
- ・5月24日(火)に「諫早の歴史」(一部)「諫早の美」展示替えを実施。

【第二期】 9月28日(水)～10月24日(月)

- ・9月27日(火)に「諫早の歴史」(一部)「諫早の美」展示替えを実施。

【第三期】 11月3日(木・祝)～12月18日(日)

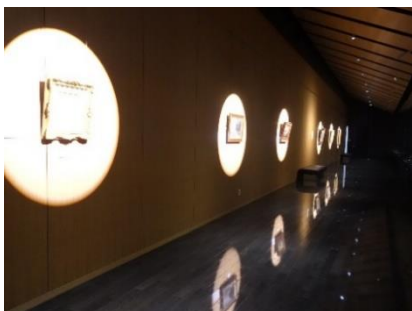
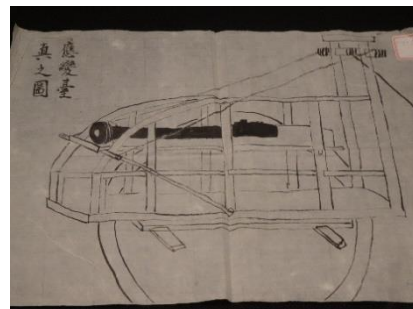
- ・10月27日(木)～11月2日(水)に「三市交流展 諫早市ブース」への展示替えを実施。
併せて、考古コーナーの大幅な展示替えを実施。

※臨時休館:10月26日(水)～11月2日(水)

【第四期】 12月21日(水)～4月3日(月)

- ・12月19日(月)～20日(火)に「諫早の歴史」「諫早の美」展示替えを実施。

※臨時休館:12月19日(月)



2 教育普及事業

(1) 館長講座

○講師 堀 輝広(当館館長)

「諫早菖蒲日記と諫早の歴史」をテーマに、諫早ゆかりの芥川賞作家・野呂邦暢の『諫早菖蒲日記』中の表現と、史実を照らし合わせ、作品を深く読み解く講座を開催。

また、西九州新幹線開業記念 諫早市友好交流都市 出雲市・津山市三市交流展の開催に合わせて、特別講座を開催。

① 4月24日(日) 受講者数 19名

「諫早菖蒲日記と諫早の歴史」

柿渋、儉約令、島原大地震などについて

② 9月25日(日) 受講者数 16名

「諫早市・出雲市・津山市 三市交流展」

出雲市と津山市の歴史などについて

③ 2月12日(日) 受講者数 28名

「諫早菖蒲日記と諫早の歴史」

佐賀藩主の蛭狩り、長崎警備などについて



(2) 歴史講座

○講師 大島 大輔(当館主任専門員)

西九州新幹線開業を記念し、「諫早は今も昔も交通の要衝」をテーマに、江戸時代、多くの人々が往来していた街道について、歴史的資料に基づく講座を開催。

① 7月17日(日) 受講者数 33名

「長崎街道 I」

② 12月26日(日) 受講者数 26名

「長崎街道 II」

③ 11月27日(日) 受講者数 41名

「多良海道」

④ 1月29日(日) 受講者数 38名

「島原街道」



(3) 民俗講座

外部講師を招き講座を開催。

① 6月11日(土) 受講者数 24名

「諫早のクジラ」

講師:平戸市生月町博物館 島の館

中園 成生学芸員



②7月23日(土) 受講者数 21名

「諫早の昔話」

講師:武庫川女子大学 高木 史人教授



(4) 史跡見学

●街道史跡巡り

○講師 大島 大輔(当館主任専門員)

西九州新幹線開業を記念し、歴史講座と連動させて各街道の史跡巡りを開催。

① 10月1日(土)「長崎街道」諫早駅～喜々津駅

受講者数 35名

永昌宿跡や赤松坂などの史跡を約8キロ巡った。

ゴールの喜々津駅前では商工会のおもてなしがあった。

人気のコースだったため、2班編成で対応した。

② 10月22日(土)「大村街道」諫早駅～諫早駅

JR九州ウォーキングに協力(参加者403名)

当初、11月12日(土)「大村街道」諫早駅～岩松駅を予定していたが、コースが類似していたため、新幹線開業記念イベントに協力し、永昌追分や諫早公園、諫早神社で史跡案内を担当した。

③ 12月10日(土)「多良海道」諫早駅～肥前長田駅

受講者数23名

堪忍場跡や一里塚跡などの史跡を約8キロ巡った。

④ 2月4日(土)「島原街道」諫早駅～西諫早駅

受講者数25名

口留番所跡や六部坂などの史跡を約8キロ巡った。



●諫早の寺社

○講師 川内 知子(当館主任専門員)

市内の各地における寺社巡りを開催。

① 5月28日(土) 高来地区 受講者数 19名

高来地域の深海神社や法川山和銅寺、川上神社などをバスで巡った。

② 1月29日(土) 小長井地区 受講者数 19名

小長井地域の天松山称念寺や田原神社、佐賀県太良町の竹崎観世音寺などをバスで巡った。



(5)美歴こども WEEK～知的好奇心を呼び覚ませ！非日常体験～

子どもたちが体験を通して、楽しみながら歴史や芸術などへの興味、関心を高め、美術・歴史館に親しみを持つことができるイベントを創出した。

ゴールデンウィークの三連休を、芸術・考古・歴史とテーマ分けし、市内の団体と連携・協力をすることで幅の広い活動を実施することができた。

○会期 5月3日(火・祝)～5月5日(木・祝)

○開催日数 3日間

○会場 全館、諫早公園

○入館者数 1,190人(1日平均397人)

○主な内容

5/3(火) (芸術)揮毫にチャレンジ、映えるスマホ講座、コラージュ制作、いけばな体験

※協力:諫早市美術協会、STUDIO MILK、諫早いけばな連盟

5/4(火) (考古)貫頭衣づくり、勾玉アクセや土器づくり、火起こし体験、昔遊び

※協力:諫早青少年自然の家

5/5(火) (歴史)歴史巻物づくり、兜づくり、春の茶会

※協力:茶道裏千家淡交会長崎青年部

(協賛イベント)諫早市子ども大会 続・忍者の修行ー潜入！諫早城の巻ー

3日間連続 謎解き×美術・歴史館、うないさんを探せ、葛飾北斎富嶽三十六景展

ガラポン抽選会

(協賛イベント)ルノンマルシェ、森と泉のコンサート

ボランティア ※協力:鎮西学院大学、ボランティア歴史ガイド



揮毫にチャレンジ



映えるスマホ講座



私もピカソ！？コラージュ制作



オリジナル貫頭衣づくり



勾玉アクセやミニチュア土器づくり



火起こし体験、野外活動



歴史巻物づくり



端午の節句工作 兜をかぶって君も鎌倉殿！



春の茶会



第57回諫早市子ども大会

続・忍者の修行ー潜伏！諫早城の巻ー



謎解き(ガラポン抽選会)



うないさんを探せ！

(6) ボランティア歴史ガイド

館活動の活性化や来館者サービスの向上を図るとともに、館を生涯学習の場として活用いただくためのボランティア歴史ガイドを育成した。

全6回の養成講座終了後、当館初のボランティア歴史ガイドが、24名登録となった。

① 諫早市美術・歴史館ボランティア歴史ガイド養成講座(全6回)

NO	日程	内 容	講師
1	4/17(日) 10:00~12:00	ボランティア歴史ガイド養成の目的について 諫早市の概要、常設展示室見学	館長、副館長 大島主任専門員
2	5/15(日) 10:00~12:00	諫早の歴史① (旧石器時代~安土桃山時代)	大島主任専門員
3	6/19(日) 10:00~12:00	諫早の歴史②(江戸時代Ⅰ)	大島主任専門員
4	7/17(日) 10:00~12:00	諫早の歴史③(江戸時代Ⅱ)	大島主任専門員
5	8/21(日) 10:00~12:00	諫早の歴史④(近世・明治以降) 諫早の美術・民俗	大島主任専門員 川内主任専門員
6	9/20(火) 10:00~12:00	接客講座	J&Jヒューマンリレーションズ 安富 まり子講師

② ボランティア歴史ガイド活動実績

NO	日程	内容	人数
1	5月3日(火・祝)～5月5日(木・祝)	美歴こども WEEK ワークショップ補助	3
2	10月1日(土)	史跡巡り補助	1
3	11月4日(金)～12月18日(日)	三市交流展 監視補助	31
4	11月13日(日)、11月26日(土)	三市交流展 キッズワークショップ補助	9
5	11月7日(月)	郷土学習補助(諫早中学校)	3
6	11月14日(月)	郷土学習補助(湯江小学校)	2
7	11月25日(金)	郷土学習補助(真津山小、有喜中学校)	4
8	1月20日(金)	郷土学習補助(高来西小学校)	2
9	1月23日(月)	郷土学習補助(小野小学校)	2
10	1月27日(金)	郷土学習補助(長田小学校)	2
11	2月3日(金)	郷土学習補助(飯盛東小学校)	2
12	2月4日(土)	史跡巡り補助	1
13	2月9日(木)	郷土学習補助(北諫早小学校)	2
計			64



接客講座



修了証書授与



キッズワークショップでのボランティア

(7)新春 箏曲の響き

新春を彩るイベントとして、箏曲演奏を実施した。

○開催日 令和5年1月9日(月・祝)

○会場 エントランスホール

○演奏者 鎮西学院高等学校箏曲同好会、h(エイチ)ミュージック

○特記事項 鎮西学院高等学校箏曲同好会は、文化庁の「邦楽普及拡大推進事業」の採択校に県内唯一選ばれ、新しく貸与された楽器の初お披露目となった。



鎮西学院高等学校箏曲同好会



hミュージック



多くの観客で賑わった

3 教育機関等との連携事業

① 小学校の郷土学習 15校、19件、延べ1,216人

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
1	北諫早	6月 3日	6年	126	北諫早小 当館	郷土学習講演(大島・渡邊) 諫早さるく(川内・大島・渡邊・岩永)
		6月10日	6年	126		
2	上山	6月20日	6年	81	当館	諫早家についての学習(大島・岩永・渡邊)
3	諫早	7月 6日	5年	80	当館	諫早大水害展見学(川内・岩永)
4	諫早	7月11日	3年	79	諫早小周辺	諫早小周辺の歴史史跡の学習(大島・岩永)
5	みはる台	9月15日	6年	40	当館	諫早の歴史学習、小中科学展見学 (大島・岩永)
6	伊木力	10月 7日	3、4年	11	当館周辺	水害学習(岩永・田中)
7	湯江	11月14日	3年	53	当館	昔の道具、三市交流展見学 (川内・大島・岩永・田中・㊦2名)
8	真津山	11月25日	3年	148	当館	昔の道具、三市交流展見学 (川内・大島・岩永・田中・㊦2名)
9	上山	1月16日	3年	69	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中)
10	真崎	1月18日	3年	28	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中)
11	高来西	1月20日	3年	29	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中・㊦2名)
12	小野	1月23日	3年	56	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中・㊦2名)
—	御館山	1月25日	3年	(139)	当館	雪のため中止
13	長田	1月27日	3年	49	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中・㊦2名)
14	上諫早	2月 1日	3年	18	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中)
15	みはる台	2月 2日	3年	38	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中)
16	飯盛東	2月 3日	3年	45	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中・㊦2名)
17	本野	2月 6日	3年	14	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中)
18	北諫早	2月 9日	3年	126	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中・㊦2名)

※㊦は当館ボランティア歴史ガイド

② 中学校の郷土学習 8校、10件、延べ931人

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
1	諫高附属	5月 9日	2年	126	当館	富嶽三十六景展鑑賞(岩永)
2	明峰	7月 7日	1年	99	明峰中	諫早の歴史講話(館長)
		8月24日	1年	99	当館周辺	郷土学習(川内・大島・岩永・田中)
3	小野	9月15日	1年	42	小野中	小野地区の歴史(大島・岩永)
4	長田	10月13日	1年	41	当館周辺	郷土学習(川内・大島・岩永・田中)
5	諫早	11月 7日	1年	266	当館	三市交流展見学(川内・大島・岩永・田中・㊦3名)
6	北諫早	11月11日	1年	105	当館	郷土学習、三市交流展見学(岩永)
7	真城	11月18日	1年	81	当館周辺	郷土学習(川内・大島・岩永・田中)
8	有喜	11月25日	2年	27	当館	三市交流展見学(岩永・㊦2名)
9	諫高附属	12月8日	1年	45	当館	三市交流展見学、清掃活動(岩永)

③特別支援学校の郷土学習 2校、3件、合計35人

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
1	諫早	5月16日	小1~4	16	当館	郷土学習(大島)
2	諫早	6月24日	高1	16	当館	郷土学習(大島・岩永)
3	諫早東	6月29日	中1	3	当館	郷土学習(大島)

④研修など 9団体、合計134人

件	団体名	月日	人数	場所	内容(対応)
1	喜々津中学校	8月22日 ~24日	1	当館	異職種体験研修(岩永)
2	佐世保高等専門学校	9月16日	11	当館	諫早の歴史学習(大島)
3	諫早東特別支援学校	9月29日 ~30日	5	当館	職場体験学習(岩永)
4	JR九州ウォーキング	10月22日	35	当館	長崎街道史跡案内(大島、岩永、田中)
5	諫早市教育委員会	10月24日	24	市内一円	諫早市小中学校初任者研修 ※バス移動(坪内、岩永)
6	ヒューマントラベル	11月13日	27	当館	観光日帰りバスツアー(大島)
7	岡山県笠岡市議会	11月18日	9	当館	行政視察(館長、坪内、松本)
8	諫早高等学校	11月24日	3	当館	郷土学習、三市交流展見学(大島・岩永)
9	森山公民館講座	2月13日	19	当館	郷土学習(大島)

⑤博物館実習の受入れ 1団体、合計1人

件	所属名	期間	人数	内容(対応)
1	長崎国際大学	9月4日~9月16日	1	博物館実習(川内)



4 情報発信事業

(1) 美歴だより

美術・歴史館の企画展やイベント情報を掲載し、館活動を発信。第28号からは、A4 サイズにモデルチェンジ。図書館や公共施設などに設置。

- ① 第28号 令和4年 5月 発行
- ② 第29号 令和4年 9月 発行
- ③ 第30号 令和4年12月 発行



(2) エフエム諫早

コミュニティ FM 放送局である「レインボーエフエム(エフエム諫早)」に毎月3～4回出演し、ラジオのパーソナリティとの掛け合いで、企画展や講座、史跡巡りなど館の主な事業を紹介。

- ① 館長出演: 毎月 2 回(水曜日)14:00～14:30

回	月	日	曜日	内 容
1	4	6	水	・龍造寺家と鍋島家(7) 沖田暉の戦い後(龍造寺隆信死後)の龍造寺家 ・三市交流展 企画展の内容
2	4	20	水	・龍造寺家と鍋島家(8) 豊臣秀吉の九州征伐と龍造寺家・鍋島家① ・三市交流展 出雲市歴史①古代から安土桃山時代
3	5	4	水	・龍造寺家と鍋島家(9) 豊臣秀吉の九州征伐と龍造寺家・鍋島家② ・三市交流展 出雲市歴史②関ヶ原合戦後から江戸時代
4	5	11	水	・龍造寺家と鍋島家(10) 豊臣秀吉の九州征伐と龍造寺家・鍋島家③ ・三市交流展 津山市歴史①古代から戦国時代の森忠政
5	6	1	水	・龍造寺家と鍋島家(11) 九州征伐後の国割・肥前国 ・三市交流展 津山市歴史②豊臣政権森家と徳川政権森家
6	6	15	水	・龍造寺家と鍋島家(12) 豊臣政権下での龍造寺家と鍋島家① ・三市交流展 津山市歴史③美作国入部後の森忠政
7	6	29	水	・龍造寺家と鍋島家(13) 豊臣秀吉の朝鮮出兵と龍造寺家と鍋島家、関ヶ原合戦前夜
8	7	20	水	・三市交流展 江戸時代の森忠政以降の津山藩主森家、そして新藩主松平
9	8	3	水	・龍造寺家と鍋島家(14) 関ヶ原合戦後の対応、龍造寺家の断絶と鍋島家佐賀藩主へ
10	8	17	水	・三市交流展 出雲市と津山市の歴史上の接点と交通、出雲市展示資料紹介①
11	9	7	水	・龍造寺家と鍋島家(15) 龍造寺家再興の動き、龍造寺高房の隠し子
12	9	21	水	・三市交流展 出雲市展示資料紹介②
13	10	5	水	・西郷氏の出自と西郷氏の伊佐早領主時代(1) 西郷尚善

回	月	日	曜日	内 容
14	10	19	水	・三市交流展 津山市展示資料紹介
15	11	2	水	・西郷氏の伊佐早領主時代(2) 西郷純堯①
16	11	16	水	・西郷氏の伊佐早領主時代(3) 西郷純堯②龍造寺隆信の伊佐早攻め
17	12	7	水	・龍造寺家晴公の「伊佐早」討入(1) 西郷氏への明け渡し要請、攻撃前夜
18	12	14	水	・龍造寺家晴公の「伊佐早」討入(2) 家晴公の高城攻撃と梅(埋)津の戦い(扇畠の合戦)
19	1	4	水	・龍造寺家晴公の「伊佐早」討入(3) 家晴公の高城入城と留守中の西郷勢の高城奪還
20	1	18	水	・龍造寺家晴公の「伊佐早」討入(4) 家晴公帰陣と高城再入城、戦後処理
21	2	1	水	・龍造寺から諫早氏へ及び佐賀鍋島藩における諫早家の位置づけ 龍造寺から諫早への改姓、佐賀藩ピラミッド型組織(諫早家親類同格へ)
22	2	15	水	・長崎警備と西洋新式銃の導入(1) 諫早家長崎警備者からの西洋新式銃導入の要請
23	3	1	水	・長崎警備と西洋新式銃の導入(2) 西洋砲術の師:高島秋帆
24	3	15	水	・長崎警備と西洋新式銃の導入(3) 高島秋帆と佐賀藩西洋式砲術②

②職員出演:毎月1~2回(月曜日)14:00~14:30

回	月	日	曜日	内 容	担当者
1	4	25	月	葛飾北斎展、美歴こども WEEK	坪内・川内
2	5	23	月	民俗講座(諫早のクジラ)	川内
3	6	27	月	歴史講座	大島
4	7	4	月	諫早大水害展、民俗講座(諫早の昔話)	川内
5	8	8	月	諫早歴史 face 展	大島
6	9	12	月	史跡巡り	大島
7	10	7	金	県展、市展、貸館利用	松本
8	11	7	月	三市交流展①	坪内
9	11	21	月	三市交流展②	森
10	12	5	月	三市交流展③	川内
11	12	12	月	三市交流展④	大島
12	1	30	月	諫早の寺社巡り	川内
13	2	20	月	野田みち子展	川内
14	3	27	月	プレゼンテーションウォール開放	坪内

(3) インスタグラム

美術・歴史館の企画展、講座、貸館展示等の情報を、よりスピーディーに、よりコンパクトに発信するため、Instagramを活用した。

【投稿回数】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
回数	7	10	2	4	4	5	3	3	3	4	4	4	53



(4) その他

多くのメディアを活用し、情報を発信した。

① フリーペーパー、新聞など紙媒体による発信

- 広報いさはや
- ナイスいさはや
- face isahaya
- 長崎新聞
- 長崎新聞とととって
- ながさきプレス
- 諫早商工会議所 NEWS

② テレビなど映像による発信

- 諫早ケーブルメディア
- ひまわりテレビ
- NHK、NIB など



「おしえて☆びれきさ〜ん」12回連載



裏表紙に掲載「三市交流展」
広報いさはや



NIB 生中継「三市交流展」



ナイスいさはや



face isahaya



会議所 NEWS



長崎新聞

5 調査・研究事業

諫早市ゆかりの美術工芸品や歴史等の調査研究とあわせ、翌年度の企画展に向けより綿密な調査研究を実施した。

① 諫早市ゆかりの美術工芸品調査

○寄贈や寄託の申し出があった資料の調査研究(八十島又橋など)

② 諫早の歴史調査

○長崎街道、多良海道及び島原街道についての調査研究

○史跡の拓本調査

③ 諫早の民俗調査

○本明川ダム周辺地域の史跡調査

○浮立調査

④ 令和5年度企画展に向けた調査研究

○諫早の酒造り展開催に向け、酒造りの歴史等についての調査研究

○諫早大水害展開催に向け、写真資料の調査研究

6 収蔵資料

(1) 収蔵資料一覧

分類	寄贈	購入	管理換え	寄託	計
絵画	361	1	190	13	565
彫塑	8		1		9
書跡	291		68		359
工芸	363		41	4	408
考古	5,700			856	6,556
文書	12,073			1,125	13,198
写真	6,188		5	1	6,194
博物	33				33
水害	480				480
歴史	558			2	560
民俗	7,997			2	7,999
小計	34,052	1	305	2,003	36,361
図書	10,525				10,525
合計	44,577	1	305	2,003	46,886

(2) 寄贈資料の調査、収集

諫早市ゆかりの資料の寄贈申込があり、来歴を調査し、受け入れた。

区分	点数	資料名
絵画	16	八十島叉橋襖絵、屏風
工芸	7	刀剣、軍刀鞘、壺
写真	6	昔の写真(安勝寺、昭和通り、バスターミナル)
水害	2	水害写真
民俗	1	記念風呂敷
歴史	43	龍造寺家晴宛朱印状写、諫早家伝来の鎧、背負陣太鼓 標準時計、国体グッズ、辞書、歴史資料ほか
合計	75	

(3)資料の整理

- 博物館法の一部改正に伴い、博物館資料のデジタル・アーカイブ化が努力義務とされたため、収蔵資料の管理について、これまでの台帳管理から、クラウド型のシステムの導入について検討を行った。
- ミュージアム展示ガイドをスマホアプリで活用でき、全国で多くの館が利用しているクラウド型収蔵品管理システムを導入することとした。
- そのため、収蔵品管理システムへのスムーズな移行ができるように、既存台帳と写真データの整理を行った。

(4)資料の修復

本市所蔵文化財の修復について、計画的に実施

○絵画47点を修理

作品名 「花曜日」ほか46点

作者 荒木幸史

種類 パステル画

修復内容 額の修理

- ・アクリル板を取り除き、紫外線カットアクリル板を設置
- ・裏面に中性紙マットを充てる
- ・額装の損傷改善、汚損除去・殺菌もあわせて実施

7 利用状況

(1)入館者数

①月別時間別入館者数

月	日数	10～11時	11～12時	12～13時	13～14時	14～15時	15～16時	16～17時	17～18時	計(人)
4月	26	219	102	116	173	156	141	91	41	1,039
5月	26	947	471	495	458	478	218	132	35	3,234
6月	26	240	95	68	234	114	94	58	21	924
7月	27	203	136	111	191	256	128	73	11	1,109
8月	26	512	269	261	410	238	232	163	40	2,125
9月	26	822	393	346	674	476	393	241	99	3,444
10月	21	928	572	388	618	548	338	241	92	3,725
11月	24	663	447	218	259	189	131	130	47	2,084
12月	23	257	101	119	196	200	128	93	28	1,122
1月	24	912	291	342	486	386	189	157	89	2,852
2月	24	1,154	637	610	827	699	759	673	422	5,781
3月	27	390	194	160	228	140	138	90	32	1,372
合計	300	7,247	3,708	3,234	4,754	3,880	2,889	2,142	957	28,811

②常設展示室観覧者数

月	日数	有料入場者				無料 未就学児	減免			合計	観覧料 (円)
		大人	小人	団体大人	団体小人		小中等	障害者等	その他		
4月	26	86	4	0	0	0	0	9	24	123	17,600
5月	26	53	1	0	0	2	133	1	1,215	1,405	10,700
6月	26	67	0	0	0	0	77	21	13	178	13,400
7月	27	72	2	0	0	0	88	9	11	182	14,600
8月	26	71	10	0	0	8	60	2	35	186	15,200
9月	26	55	2	0	0	3	61	10	24	155	11,200
10月	21	63	3	0	0	1	58	4	38	167	12,900
11月	24	532	0	36	0	11	726	32	126	1,463	280,400
12月	23	326	1	9	0	15	125	35	27	538	161,000
1月	24	57	1	0	0	0	247	5	38	348	11,500
2月	24	107	1	23	0	2	389	1	25	548	25,180
3月	27	76	2	2	0	2	5	6	9	102	15,720
合計	300	1,565	27	70	0	44	1,969	135	1,585	5,395	589,400

③累計入館者数(平成26年3月から令和5年3月まで)

年度	日数	平均	10~11時	11~12時	12~13時	13~14時	14~15時	15~16時	16~17時	17~18時	18~19時	計(人)
H25	27	248	1,022	935	690	1,286	1,250	852	460	137	64	6,696
H26	309	93	6,998	3,769	2,648	4,813	4,364	2,999	1,800	917	362	28,670
H27	309	105	8,659	4,258	3,403	5,008	4,502	3,171	1,971	1,020	312	32,304
H28	307	102	7,281	3,931	3,135	5,280	4,621	3,358	2,099	1,274	374	31,353
H29	307	101	7,000	3,946	3,386	5,457	4,251	3,258	2,178	1,274	343	31,093
H30	308	99	7,036	4,101	3,297	5,189	4,361	2,927	2,075	1,378	240	30,604
H31	309	85	6,416	3,142	2,702	4,571	3,602	2,518	1,772	1,223	241	26,187
R2	289	56	3,964	2,132	1,413	2,636	2,076	1,680	1,335	883	138	16,257
R3	307	72	4,909	3,023	2,283	3,492	3,238	2,489	1,744	883	57	22,118
R4	300	96	7,247	3,708	3,234	4,754	3,880	2,889	2,142	957	—	28,811
合計	2,772	92	60,532	32,945	26,191	42,486	36,145	26,141	17,576	9,946	2,131	254,093
割合			23.8%	13.0%	10.3%	16.7%	14.2%	10.3%	6.9%	3.9%	0.8%	100.0%

(2)団体利用

区分	団体数	人数
小学校	19	1,216
中学校	10	931
高校	1	11
特別支援学校	3	35
福祉団体	2	19
地域団体	1	19
観光バスなど	2	62
その他	1	9
合計	39	2,302

(3)貸館利用

令和4年度における貸館利用は62件で、そのうち減免団体は47件であった。

NO	使用期間	日数	目的	内容	場所	人数
1	4/2	1	会議	長崎県美術協会書部役員会	会議	16
2	4/20~23	4	会議	発掘調査の出土遺物の撮影	研修室1	20
3	4/24	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
4	5/11~16	6	展示	型絵染作品展示	ホール	1,000
5	5/19~26	7	展示	3クラブ合同写真展	企画展示室1~3	465
6	5/21~22	2	研修	池坊巡回講座	和室、研修室1~3	70
7	5/29	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
8	6/3~4	2	研修	いけばな研究会	研修室2、3	20
9	6/10~20	10	展示	三軌展長崎巡回展	ホール 企画展示室1~3	494
10	6/22	1	会議	舞台芸術祭企画委員会	研修室2、3	30
11	6/25	1	会議	長崎県考古学会会議	研修室1	6
12	6/26	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
13	7/3	1	茶道	茶道の稽古	和室	5
14	7/10	1	会議	長崎県美術協会書部役員会	研修室1、2	16
15	7/13~15	3	茶道	茶道の稽古	和室	6
16	7/17	1	会議	茶道講習会打合せ	和室	4
17	7/30	1	会議	彫刻部門打合せ	研修室3	20
18	7/30	1	会議	長崎県考古学会会議	研修室1	8
19	7/31	1	茶道	茶道の稽古	和室	5
20	8/1	1	会議	花展に向けての話し合い	研修室1	7
21	8/3~8	6	展示	4校合同美術展	企画展示室1~3	707
22	8/8	1	会議	小・中学校美術展企画推進委員会	研修室3	9
23	8/20	1	茶道	こども茶道教室	和室	20
24	8/25~28	4	展示	飛龍書道展	ホール、企画展示室1~3 研修室1~3	908
25	8/29~9/5	7	展示	デザイン、版画、洋画コラボ展	ホール、研修室1	411

NO	使用期間	日数	目的	内容	場所	人数
26	9/7~12	6	展示	久保洋三絵画展	企画展示室1、2	421
27	9/14~21	7	展示	諫早市小・中学校科学展	ホール、企画展示室1~3 研修室1、2	1,122
28	9/22~25	4	展示	アールブリュット・フェスティバル2022	ホール、企画展示室1~3 研修室1、和室	1,203
29	9/24	1	会議	長崎県考古学会会議	研修室2	8
30	9/24	1	茶道	こども茶道教室	和室	20
31	9/26	1	会議	諫早市美術協会委員会	研修室3	20
32	9/28~10/2	5	展示	MOA美術館長崎県児童作品展	研修室1~3	701
33	9/29~10/2	4	展示	県央地区書作家協会書道展	ホール、企画展示室1、2	631
34	10/2	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
35	10/15	1	茶道	こども茶道教室	和室	20
36	11/19	1	茶道	こども茶道教室	和室	20
37	10/19~24	6	展示	諫早市美術展覧会(市展)	ホール、企画展示室1~3 研修室1~3	1,023
38	11/27	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
39	12/11	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
40	12/17	1	茶道	こども茶道教室	和室	20
41	12/18	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
42	12/22~1/11	13	展示	創成館高等学校デザイン科作品展	ホール	725
43	1/11~15	5	展示	諫早市老連生きがい作品展	企画展示室1~3 研修室1	897
44	1/14	1	会議	長崎県考古学会会議	研修室1	6
45	1/18~26	7	展示	すまいるスマイル展	ホール、企画展示室1~3 研修室1~3	812
46	1/21	1	茶道	こども茶道教室	和室	20
47	1/26~29	4	展示	県高等学校総合文化祭書道部門書道展	ホール、企画展示室1~3	416
48	1/27~28	2	研修	いけばな研究会	研修室2、3	20
49	2/2~8	6	展示	諫早市小・中学校美術展	ホール、企画展示室1~3 研修室1~3	4,542
50	2/9~12	4	展示	長崎県独立書人団書展	ホール	257
51	2/11	1	会議	長崎県美術協会書部総会	研修室1~3	50
52	2/17~26	9	展示	諫早市小中学生新春書道大会作品展、表彰式	ホール、研修室2、3	1,004

NO	使用期間	日数	目的	内容	場所	人数
53	2/26	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
54	3/1~5	5	展示	シュガーロード展示会	ホール	146
55	3/5	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
56	3/6	1	研修	池坊諫早支部会員講習会	研修室3	11
57	3/8	1	茶道	茶道の稽古	和室	6
58	3/9~12	4	展示	茶道・華道展	研修室1~3	410
59	3/12	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
60	3/13~19	6	展示	県美術協会デザイン部 デザイン展	研修室1~3	495
61	3/19	1	会議	会議	和室	5
62	3/26	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
	合計	183				19,322

※感染症拡大防止のため、1件、3日間が中止となった。



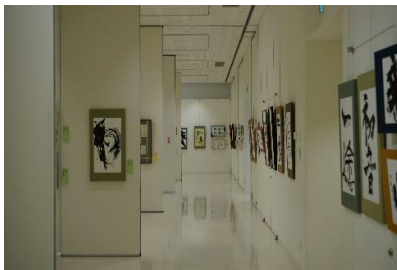
型絵染作品展示



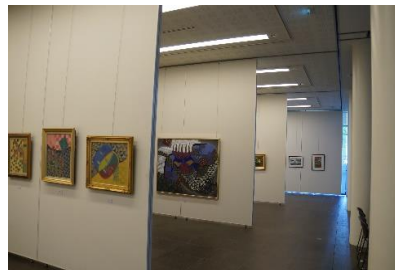
3クラブ合同写真展



4校合同美術展



飛龍書道展



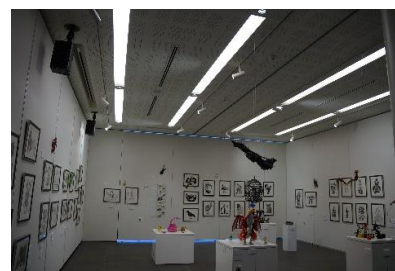
デザイン、版画、洋画コラボ展



久保洋三絵画展



諫早市小・中学校科学展



アールブリュット・フェスティバル



MOA美術館長崎県児童作品展



県央地区書作家協会書道展



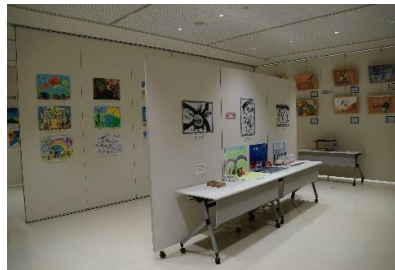
諫早市美術展覧会



創成館高等学校デザイン科作品展



諫早市老連生きがい作品展



すまいるスマイル展



県高等学校総合文化祭書道部門書道展



諫早市小・中学校美術展



長崎県独立書人団書展



諫早市小中学生新春書道大会作品展



シュガーロード展示会



茶道・華道展



県美術協会デザイン部 デザイン展

(4)その他

①台風接近に伴う臨時休館

9月18日(日)正午～9月19日(月)正午

②企画展準備等に伴う臨時休館

10月26日(水)～11月2日(水)

12月19日(月)

8 美術・歴史館概要

(1)沿革

平成16年 4月	平成17年3月市町村合併を前にした「新市建設計画」に「歴史文化館整備事業」が明記される。
平成18年 3月	合併後の「諫早市総合計画」で「歴史文化館」の整備がうたわれる。
平成21年10月	(仮称)歴史文化館整備検討懇話会開催(計4回)
平成22年 3月	(仮称)歴史文化館建設基本構想策定
平成23年 3月	(仮称)歴史文化館設計業務着手
平成23年 6月	諫早市芸術文化連盟など11団体から意見聴取
平成23年 7月	パブリックコメント実施
平成24年 1月	設計業務完了
平成24年 6月	建築工事着工
平成25年 5月	本体工事竣工
平成25年12月	諫早市美術・歴史館条例制定
平成26年 3月	開館 開館記念企画展「諫早家ゆかりの品々展」
平成26年 6月	来館者 10,000人達成
平成26年10月	天皇皇后両陛下ご来館(長崎がんばらんば国体ご臨席)
平成27年10月	来館者 50,000人達成
平成29年 5月	来館者 100,000人達成
令和 3年 2月	来館者 200,000人達成
令和 4年 9月	西九州新幹線開業
令和 4年11月	開業記念企画展「諫早市友好交流都市 出雲市・津山市三市交流展」 (令和5年3月末現在 254,093人)

(2)施設概要

①施設名称	諫早市美術・歴史館
②所在地	諫早市東小路町2番33号
③施設用途	美術館・博物館
④開館日	平成26年3月1日
⑤敷地面積	3,747.00㎡
⑥延床面積	3,292.26㎡
⑦構造	鉄骨造3階建(2階+展望テラス)
⑧付帯施設	ホール、常設展示室(有料)、企画展示室、研修室、和室
⑨収蔵資料	約37,000点
⑩総工費	約12億5千万円 (社会資本整備総合交付金、合併特例債、美術博物館建設基金)

- ①設置目的 「本市にゆかりのある美術、歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民等の利用に供するとともに、市民に美術作品及び歴史、民俗等に関する調査研究等の成果の発表の機会を提供することにより、市民の文化の発展に寄与し、併せて地域の振興に資するため、諫早市美術・歴史館を設置する。」(美術・歴史館条例第1条より)
- ②基本理念 「諫早まるごと博物館」
館周辺の豊富な文化財や豊かな自然、図書館や公民館などの既存施設、市内各地の資料館などとの連携の拠点としての施設

(3)運営

- ①開館時間 10時～18時
- ②休館日 毎週火曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日、特別整理期間
- ③運営体制 直営(市長部局:経済交流部文化振興課所管)
- ④職員数 職員 3名(副館長、主任、事務職員)うち学芸員2名
会計年度任用職員 8名(館長、主任専門員2名、専門員2名、受付業務等3名)
うち学芸員3名

(4)関係法規

○諫早市美術・歴史館条例

平成25年12月24日

条例第35号

改正 令和元年7月3日条例第2号

(設置)

第1条 本市にゆかりのある美術、歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民等の利用に供するとともに、市民に美術作品及び歴史、民俗等に関する調査研究等の成果の発表の機会を提供することにより、市民の文化の発展に寄与し、併せて地域の振興に資するため、諫早市美術・歴史館(以下「美術・歴史館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 美術・歴史館の位置は、諫早市東小路町2番33号とする。

(事業)

第3条 美術・歴史館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管、修復及び展示等に関すること。
- (2) 資料に関する研究調査及びその成果等の公表に関すること。
- (3) 市民による美術作品等の発表の機会の提供等に関すること。
- (4) 他の施設との連携等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第4条 常設展示室の展示資料を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表第1に定める観覧料を入室の際に納入しなければならない。

- 2 市長は、市が主催する特別の展示会等について、観覧料を徴収することができる。
- 3 前項の規定により徴収する観覧料の額は、市長が別に定める。

(専用)

第5条 市長は、別表第2左欄に掲げる美術・歴史館の施設(以下単に「施設」という。)を専用させることができる。

- 2 施設を専用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (3) 美術・歴史館の建物、附属設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
 - (4) 専ら営利を目的とする施設の専用であると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、美術・歴史館の管理上支障があると認めるとき。
- 4 第2項の許可には、美術・歴史館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第2項の許可を受けた者(以下「専用者」という。)は、別表第2に定める額の使用料を専用の許可を受けた際に納入しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 専用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、専用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の許可を取り消し、又は施設の専用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は第5条第4項の許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 第5条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、公益上の理由により必要と認めるときは、前項の処分をすることができる。

3 市は、第1項の規定による処分によって専用者に損害が生ずることがあっても、その責めを負わないものとする。

(立入り等)

第9条 市長は、美術・歴史館の管理上必要な限度において、許可をした専用の場所に立ち入り、専用者から必要な報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復)

第10条 専用者は、施設の専用を終了したとき、又は第5条第2項の許可を取り消されたときは、直ちにその専用の場所を原状に回復しなければならない。

(観覧料等の不還付)

第11条 既納の観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 災害その他観覧者又は専用者の責めに帰することができない理由により観覧又は施設を専用できないとき。

(2) 公益上の理由により第5条第2項の許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、観覧料等を還付することにつき相当の理由があると市長が認めるとき。

(観覧料等の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、観覧料等を減免することができる。

(資料の公開)

第13条 美術・歴史館の資料の公開は、館内に展示するほかは行わない。ただし、保管する資料について特に学術上の研究調査等の目的で閲覧を求められたときは、市長が必要と認めるものに限り、閲覧させることができる。

(資料の撮影等)

第14条 市長は、美術・歴史館の資料について特に学術上の研究調査等の目的で撮影、印刷物等掲載、模写、模造その他これらに類する行為又は館外貸出し(以下「撮影等」という。)を求められたときは、市長が必要と認めるものに限り、撮影等をさせることができる。

(準用)

第15条 第5条第2項から第4項まで、第7条及び第8条の規定は、第13条の規定による資料の閲覧及び前条の規定による資料の撮影等の場合に準用する。

(入館の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、美術・歴史館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(2) 美術・歴史館の建物、附属設備、資料、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、美術・歴史館の管理上支障があると認められる者
(損害賠償等)

第17条 自己の責めに帰すべき事由により、美術・歴史館の建物、附属設備、備品等を滅失し、損傷し、若しくは汚損した者又は美術・歴史館の資料を亡失し、滅失し、損傷し、若しくは汚損した者は、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし第4条から第15条までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の諫早市ふれあい施設条例の規定、第3条の規定による改正後の諫早文化会館条例の規定、第4条の規定による改正後の諫早市体育施設条例の規定、第5条の規定による改正後の諫早市いいもりコミュニティ会館条例の規定、第6条の規定による改正後の諫早市美術・歴史館条例の規定及び第7条の規定による改正後の諫早市サッカー場条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可したものの使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)について適用し、同日前に許可したものの使用料等については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

区分	観覧料(1人1回につき)	
	個人	団体(15人以上)
高校生・大学生・一般	200円	160円
小学生・中学生	100円	80円

別表第2(第5条、第6条関係)

(令元条例2・一部改正)

施設名	使用料(1時間当たり)	
ホール	1,040円	
研修室	和室	310円
	(1)	200円
	(2)	200円
	(3)	310円
企画展示室	(1)	520円
	(2)	310円
	(3)	310円

備考 使用料の額を計算する基礎となる専用時間が1時間未満であるとき、又は専用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として使用料の額を計算する。

○諫早市美術・歴史館条例施行規則

平成26年2月24日

規則第4号

改正 平成26年3月25日規則第10号

平成26年9月10日規則第31号

平成27年2月27日規則第4号

令和2年2月18日規則第7号

令和4年3月7日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、諫早市美術・歴史館条例(平成25年条例第35号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、諫早市美術・歴史館(以下「美術・歴史館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名誉館長)

第2条 美術・歴史館に、名誉館長を置くことができる。

2 名誉館長は、美術・歴史館が行う事業に関し助言を行う。

3 名誉館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(美術・歴史館の職)

第3条 美術・歴史館に館長、副館長及び主任を置き、その職務権限は、別表第1に定めるところによる。

2 館長は、会計年度任用の職とする。

3 必要に応じ、美術・歴史館に参事補を置き、その職務権限は、別表第2に定めるところによる。

(平26規則10・令2規則7・一部改正)

(開館時間)

第4条 美術・歴史館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(令4規則4・一部改正)

(休館日)

第5条 美術・歴史館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その休日以降最初の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 特別整理期間として市長が別に定める1年につき10日を超えない期間

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(専用許可の申請)

第6条 条例第5条第2項の許可(以下「専用許可」という。)を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館施設専用許可申請書(様式第1号)を、次の各号に掲げる美術・歴史館の施設の区分に応じ、当該各号に掲げる専用許可の申請期間内に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール及び企画展示室 当該専用の開始の日の1年前から7日前まで

(2) 研修室 当該専用の開始の日の1年前から前日まで

(平27規則4・一部改正)

(専用許可)

第7条 市長は、専用許可をしたときは、諫早市美術・歴史館施設専用許可書(様式第2号。以下「専用許可書」という。)を交付する。

2 前項の許可は、申請の順にこれを行う。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 専用許可を受けた者(以下「専用者」という。)が当該許可を受けた施設を使用する際は、専用許可書を提示しなければならない。

(専用期間)

第8条 美術・歴史館施設の専用の期間は、引き続き1月を超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料の還付)

第9条 条例第11条に規定する観覧料の還付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 条例第11条第1号に該当する場合 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるときは 相当額

2 前項の規定により観覧料等の還付を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館観覧料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第11条に規定する使用料の還付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 条例第11条第1号又は第2号に該当する場合 全額

(2) 専用の開始の日の7日前までに専用の取下げを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めた場合 5割

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるときは 相当額

2 前項の規定により観覧料等の還付を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(観覧料の減免)

第11条 条例第12条に規定する観覧料(条例第4条第1項に規定する観覧料に限る。以下同じ。)の減免(以下「観覧料の減免」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 次に掲げる者 全額

ア 教育上の目的のために教職員に引率されて観覧する学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の児童又は生徒

イ 市内に住所を有し、かつ、法第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校(高等部を除く。次号において同じ。)に在学する児童又は生徒(アに掲げる児童又は生徒を除く。)

ウ 市外に住所を有し、かつ、市内に所在する法第1条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校(第3項において「市内小学校等」という。)に在学する児童又は生徒(アに掲げる児童又は生徒を除く。)

エ 教育上の目的のために幼児、児童又は生徒を引率して観覧する法第1条に規定する学校(大学を除く。)の教職員

オ 教育上の目的のために幼児を引率して観覧する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所の職員

カ 障害者等(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳、療育手帳交付要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務

次官通知)に定める療育手帳(以下「手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第22条第8項に定める障害福祉サービス受給者証、同法第51条の7第8項に定める地域相談支援受給者証、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)

キ 障害者等の付添人(当該付添人のうち1人に限る。)

(2) 市長が公益上その他特別の理由があると認めて発行した観覧料の減免を目的とする書類を所持する者 当該書類に記載された減免率を観覧料に乗じて得た額、当該書類に記載された額又は観覧料の額から当該書類に記載された額を減じて得た額

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認めるもの 相当額

2 観覧料の減免を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館観覧料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号イ(市内小学校等に在学する場合に限る。)及びウに規定する児童又は生徒は、名札又は生徒手帳の提示をもって、同号カに規定する者は、手帳又は受給者証の提示をもって、同項第2号に規定する者は、観覧料の減免を目的とする書類の提示又は提出をもって、前項の申請書の提出に代えることができる。

4 市長は、観覧料の減免を決定したときは、諫早市美術・歴史館観覧料減免承認書(様式第6号)を交付するものとする。

5 市長は、第3項の提示又は提出を受けたときは、減免承認の旨を口頭により伝えるものとする。
(平26規則31・令4規則4・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 条例第12条に規定する使用料の減免(以下「使用料の減免」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 市内に所在する法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学並びに児童福祉法第39条に規定する保育所が文化の振興を目的とした行事その他文化振興のために専用する場合 全額

(2) 市内の文化協会に加盟する文化団体が文化の振興を目的とした行事その他文化振興のために専用する場合 5割

(3) 国、県、諫早市又はその機関の行事に専用する場合 5割

(4) 市民並びに市内の文化団体、社会教育団体、福祉団体及び産業団体が文化振興のために専用する場合 3割

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 相当額

2 使用料の減免を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館使用料減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、諫早市美術・歴史館使用料減免承認書(様式第8号)を交付するものとする

(専用者の遵守事項)

第13条 専用者は、次に掲げる事項を遵守するように努めなければならない。

(1) 専用許可を受けていない施設及び附属設備等を使用しないこと。

(2) 許可なく美術・歴史館内において、物品を販売し、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせないこと。

(3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

- (4) 専用後の後片付け、清掃、火気の点検並びに電灯及び施錠の点検を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、美術・歴史館職員の指示に従うこと。
- (入館者の遵守事項)

第14条 入館者は、次に掲げる事項を遵守するように努めなければならない。

- (1) 美術・歴史館の資料をき損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 騒音を発する行為、暴力を振るう行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく館内に貼紙をし、又はピンや釘の類を打たないこと。
- (5) 許可なく物品を販売し、又は展示しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、美術・歴史館職員の指示に従うこと。

(資料の閲覧)

第15条 条例第13条に規定する資料の閲覧をしようとする者は、諫早市美術・歴史館資料閲覧許可申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、閲覧の開始の日の7日前までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(閲覧の許可)

第16条 市長は、資料の閲覧の許可をしたときは、諫早市美術・歴史館資料閲覧許可書(様式第10号。以下「閲覧許可書」という。)を交付する。

2 前項の許可は、申請の順にこれを行う。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可を受けた者が当該許可を受けた資料の閲覧をする際は、閲覧許可書を提示しなければならない。

(資料の撮影等)

第17条 条例第14条に規定する資料の撮影等をしようとする者は、諫早市美術・歴史館資料撮影等許可申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、撮影等の開始の日の7日前までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(撮影等の許可)

第18条 市長は、資料の撮影等の許可をしたときは、諫早市美術・歴史館資料撮影等許可書(様式第12号。以下「撮影等許可書」という。)を交付する。

2 前項の許可は、申請の順にこれを行う。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可を受けた者が当該許可を受けた資料の撮影等をする際は、撮影等許可書を提示しなければならない。

(資料の出品又は寄託)

第19条 美術・歴史館に資料の出品又は寄託をしようとする者は、資料出品・寄託申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により資料の出品又は寄託を承認したときは、資料出品物預・受託証(様式第14号)を交付するものとする。

(出品又は寄託を受けた資料の返還)

第20条 出品又は寄託を受けた資料は、出品又は寄託期間内であっても、出品又は寄託の申請を行った者の申出又は美術・歴史館の都合によって返還することができる。

2 出品又は寄託を受けた資料は、資料出品物預・受託証と引換えに返還する。

(出品又は寄託を受けた資料の保管等)

第21条 出品又は寄託を受けた資料は、美術・歴史館の所蔵する資料と同じ注意をもって保管するものとする。

2 出品又は寄託を受けた資料は、出品又は寄託の申請を行った者の承諾を得なければ、出品又は寄託を受けた資料の閲覧及び撮影等を行うことができない。

(損害賠償)

第22条 出品又は寄託を受けた資料に損害を生じた場合は、市はその損害を賠償するものとする。ただし、天災その他不可抗力により損害を生じた場合には、この限りでない。

(資料の寄贈)

第23条 美術・歴史館に資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申込書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により資料の受納が決定したのものについては、寄贈者に対し、資料と引換えに寄贈資料受納書(様式第16号)を交付するものとする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第6条から第13条まで及び第15条から第23条までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

(諫早市会計職員の設置等に関する規則の一部改正)

2 諫早市会計職員の設置等に関する規則(平成17年規則第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(諫早市会計職員の設置等に関する規則の一部改正)

2 諫早市会計職員の設置等に関する規則(平成17年規則第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第4号)

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2022(令和4)年度 諫早市美術・歴史館年報

発行 2023(令和5)年9月

編集・発行 諫早市美術・歴史館

〒854-0014

長崎県諫早市東小路町2番33号

TEL 0957-24-6611

FAX 0957-24-6633

E-mail bireki@city.isahaya.nagasaki.jp